

【選考参加の条件】

【クリエイターチャレンジ参加の条件】

僭越ながら、弊社のコンプライアンスのため、クリエイターチャレンジに参加される皆様には、以下の点を表明・確約していただきます。これに違反した場合、ご参加を無効とさせていただきますので、ご注意ください。

参加規約

第1条(条件)

クリエイターチャレンジの内容、その他の条件については、本規約に定めるもののほか、別途定めるものとします。

第2条(知的財産権)

1. 参加者がクリエイターチャレンジに参加した場合、クリエイターチャレンジ課題として当社に提出した作品に関する著作権(著作権法第27条、第28条に掲げる権利を含みます)その他一切の権利は、当社に帰属します。
2. 参加者がクリエイターチャレンジに参加し、クリエイターチャレンジ課題として当社に提出した当該作品を他社へ持ち込むことや、印刷物、ウェブサイト、SNSその他の方法で外部に公開することはできないものとします。なお、当社が提供する参考作品がある場合は、参考作品についての著作権は当社に帰属します。

第3条(保証)

参加者は、当社に提出した作品が、第三者の著作権、商標権、プライバシー権、名誉権、肖像権、パブリシティ権その他一切の権利を侵害しないことを表明及び保証します。

第4条(秘密保持)

1. 参加者は、クリエイターチャレンジに関連して取得した資料・情報等を秘密情報として扱います。
2. 参加者は、当社の秘密情報を、厳に秘密に保持するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならず、かつ、クリエイターチャレンジの応募以外の目的で使用しません。

第5条(禁止事項)

参加者は、以下の各事項を行いません。

- (1) 当社、当社の関係者、当社に提出した作品等のイメージ、評判その他の社会的評価を毀損する又は毀損するおそれのある言動
- (2) 当社又は当社が指定する者による正式リリース前における、当社に提出した作品等に関するSNS、ブログ等への投稿
- (3) 当社又は当社が指定する者による正式リリース前における、参加者が当社に提出した作品等に関与したことの公表

第6条(反社会的勢力等)

1. 参加者は、自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団その

他これらに準ずる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）及び次の各号に該当しないことを表明します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配している又は経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (2) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的、第三者に損害を加える目的等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団員等に対する資金の提供、便宜を供与等の関与をしていると認められる関係を有すること
- (4) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 参加者は、自ら又は第三者を利用して次の各号の行為を行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
- (4) 風説の流布、偽計、威力等を用いた相手方の信用の毀損、又は相手方の業務妨害
- (5) その他前各号に準ずる行為